

まだ間に合う個人診療所の節税 倒産防止共済、設備投資……

イースト会計事務所 税理士・社会保険労務士
森部 章

12月個人診療所の決算月。特に好業績で年末を迎える診療所にとっては、これから年末までの短い期間に決算対策について検討し、経営資源の有効活用を図る必要がある。そこで今回は、個人診療所の決算対策を取り上げる。中でも、近年貸付限度額の引き上げなどの改正が行われ、メリットが大きくなった中小企業倒産防止共済制度を中心に、有効な対策を考えてみたい(表1)。

1. 中小企業倒産防止共済の活用

中小企業倒産防止共済とは、連鎖倒産の防止を目的に、取引先の倒産が生じた場合に緊急的な融資を行う国の制度。毎月一定額の掛け金を積み立てれば、万一の場合に積立額の10倍までの融資が受けられる。掛け金は積み立てられ、40カ月支払った後は全額払い戻しを受けられる。

この制度の最大のメリットは、掛け金支払い時にその全額を必要経費で処理できる点だ。医療機関では個人診療所のみ利用可能だが、加入に当たっては要件の審査がある。

(1) 制度の概要

- ① 毎月5000～20万円の間で掛け金を設定し支払う。
- ② 掛け金は800万円まで積み立て可能。
- ③ 得意先が倒産した場合、積立額の10倍(上限8000万円)を上限に低利融資を受けることができる。
- ④ 中途解約の場合の掛け金返戻率は、加入期間が12カ月未満だと0%だが、12～23カ月の場合は80%となる。以後、24～29カ月は85%、30～35カ月は90%、36～39カ月は95%となり、40カ月以上になると全額が払い戻される。

(2) メリット

掛け金の全額を経費処理できるため、節税効果大きい。前納も可能で、決算月に翌年1年分の掛け金(最大240万円)を一括払いしてその年の経費にできるので、決算対策としても有効だ。一般の生命保険契約などと異なり、掛け金の増額・減額が柔軟にでき、経営状況に合わせた運用ができる点も大きな魅力である。

(3) 解約時の処理に注意

本制度で最も注意すべきなのは、解約時の返戻金が事業所得の雑収入と

して全額課税対象となる点だ。つまり、多額の黒字が出ている年に解約すると、高い税率で課税されてしまう。解約時期の選択に当たっては、損益の予測など慎重な検討が必要だ。

2. 設備投資関係の対策

単体で10万円以上の設備投資をした場合、その支出は機器の耐用年数に応じ、月割りで減価償却費となる。

つまり、決算月に導入しても節税対策としてのインパクトに欠ける。

ただし、次に掲げるものについては支出時にある程度の経費化が可能。決算時には積極的に検討する価値がある。

- ① 30万円未満の設備投資
青色申告者は、特例として30万円未満の設備投資を年間300万円に達するまで、支出時に全額経費処理できる。
- ② 特別償却・税額控除の対象機器
特定の医療機器や情報機器など、通常の減価償却費に加え導入時に取得価額の12～30%を特別償却できる機器は、大きな節税メリットをもたらす。決算月には、こうした設備の導入を優先して検討するのがポイントである。

表1●決算および確定申告のチェックリスト

検討項目	対象	内容	要件など	チェック	
設備投資関係	少額減価償却資産の取得	少額減価償却資産(取得価額10万円未満) 中小企業者の少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の特例	全額経費処理 合計300万円に達するまで全額経費処理	—	<input type="checkbox"/>
	設備投資促進税制の資産の取得	160万円以上の機械装置 120万円以上の電子機器など 70万円以上のソフトウェア	取得価額×30%の特別償却、または取得価額×7%の税額控除	常勤職員1000人以下の青色申告者	<input type="checkbox"/>
	その他の医療機器の取得	取得価額500万円以上の医療機器 ① 高度な医療に資するもの ② 薬事法に規定する高度管理医療機器などで承認を受けてから2年以内のもの	取得価額×12%の特別償却	—	<input type="checkbox"/>
		1台2700万円以上の超音波診断装置	取得価額×20%の特別償却	医療保健業を営む青色申告者	<input type="checkbox"/>
		医療の安全の確保に資する機械、装置、器具、備品で医療事故を防止する機能を有する人工呼吸器など 新型インフルエンザ対応機器で指定を受けたもの	取得価額×16%の特別償却 取得価額×20%の特別償却	—	<input type="checkbox"/>
	修繕費	通常の維持管理および原状回復のための支出	全額経費処理	価値の増加や使用可能期間の延長をもたらすものは資産計上	<input type="checkbox"/>
その他	短期前払い費用	地代、家賃、保険料など、継続して役務の提供を受ける費用	1年以内の短期前払い費用を経費処理	① 決算日までに前払い費用の支出をしていること ② 毎期継続処理すること	<input type="checkbox"/>
	従業員賞与	決算日までに支払うもの 未払い計上したもの	全額経費処理 一定要件の下に経費処理	— ① 各人別支給額を全従業員に通知 ② 決算後1カ月以内に支給	<input type="checkbox"/>
	倒産防止共済	中小企業倒産防止共済契約に加入し、掛け金を支出	年間240万円まで経費処理可能(累計上限800万円)	—	<input type="checkbox"/>
	資産の除却	不要資産の廃棄	帳簿価額相当額を「除却損」として経費処理	廃棄証明書などの証明書類の準備	<input type="checkbox"/>
翌年の対策	税額控除	雇用促進税制	増加した職員1人につき20万円の税額控除	① 事業年度開始から2カ月以内に雇用促進計画をハローワークへ提出していること ② 前年末比2人以上かつ10%以上の増員があったこと	<input type="checkbox"/>
	減価償却	減価償却方法変更(個人の場合)	定額法から定率法への変更申請	変更したい年の3/15までに税務署へ承認申請書を提出すること	<input type="checkbox"/>

3. 翌期に向けての対策

節税対策の中には、年初に手続きをしておかないと利用できない制度もあるので要注意だ。年が明けたら、2013年分の申告に向けた対策も考えたい。

(1) 雇用促進税制の申請

雇用促進税制は、年末時点の人員が、前年末より2人以上かつ10%以上増えた場合に、1人につき20万円の税額控除が受けられる制度。適用を受けるためには、事業年度の開始から2カ月以内にハローワークへ「雇用促進計画」を提出し、受付印が押されていることが要件となる。2013年にスタッフの増員を予定している診療所はぜひ提出しておきたい。

(2) 減価償却方法の変更

減価償却には定額法と定率法があり、個人立の場合は定額法が原則だ。ただし、定率法は早期に多くの金額を費用化できるため、現在定額法で償却をし

ている診療所は、定率法への変更で費用化を前倒しできる。変更したい年の3月15日までに税務署へ申請することが要件で、変更する場合は次回の確定申告期限までに手続きが必要である。

森部の アドバイス チェックリスト使い 来年の経営計画も



今回は個人診療所の節税対策として、使いやすくなった「中小企業倒産防止共済」を紹介し、併せて決算前から来年にかけての税務のチェックリストを掲載しました。ご活用ください。

個人診療所の決算は12月ですから、この機会に過去1年間を振り返るとともに、来年に向けて設備や人員などの経営資源の配分を考えてみてはいかがでしょうか。

イラスト◎やまもと 妹子